

指定短期入所療養介護 重要事項説明書

(短期入所療養介護ケアセンター蒲生野)

当施設は利用者に対して指定短期入所療養介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上ご注意頂きたいことを次のとおり説明します。

1 法人の概要

法 人 名	社会福祉法人 雪 野 会
法 人 所 在 地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上 6 3 2 番地
設 立 年 月 日	平成 6 年 3 月 2 5 日
代 表 者 氏 名	理事長 寺嶋 嘉孝
電 話 番 号	0 7 4 8 - 5 7 - 2 1 0 0

2 事業所の概要

指 定 番 号	2 5 5 0 5 8 0 0 2 7
施設の目的	利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすると共に、利用者の家族の身体的及び精神的負担の低減を図ることを目的とする。
施設の名称	介護老人保健施設 ケアセンター蒲生野短期入所療養介護事業所
施設の所在地	滋賀県東近江市桜川西町 3 4 0 番地
電話・FAX 番号	0 7 4 8 - 5 5 - 5 5 3 3 ・ 0 7 4 8 - 5 5 - 4 6 8 8
施 設 長 名	高橋 満
運 営 方 針	施設の運営にあたっては日本国憲法第 2 5 条、及び、介護保険法の基本理念にもとづき利用者の人権を擁護し、人種、信条、性別のいかんにかかわらず平等に対応し、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するように努める。 明るく家庭的な雰囲気のある施設を目指し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行う。
開設年月日	平成 1 2 年 1 0 月 1 日
入所定員	5 0 人 (施設入所を含む)
通常の実施地域	原則として竜王町・東近江市蒲生地区とするが、事由によっては他市町の受入も可とする。通常の送迎の実施地域は竜王町、東近江市蒲生地区に限る。

3 職員の配置状況

(主な職員の配置)

当施設では、利用者に対して指定短期入所療養介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	員 数
施 設 長	1
副 施 設 長	1
医 師	1
支 援 相 談 員	1 . 5
介 護 職 員	1 3
介 護 支 援 専 門 員	1
理学療法士または作業療法士	1

管 理 栄 養 士	1
薬 剤 師	0. 1 7

4 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスには

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金を全額利用者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス
(サービスの概要)

入 浴	希望により入浴または清拭を行います。
医 療	医師、看護職員が常勤し、利用の状態に照らして適切な医療、看護を行います。
機能訓練	その有する能力に応じて自立した日常生活が在宅で営めるよう、利用者の心身の維持回復を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリを個別に、あるいは集団で行います。
生活サービス	明るく家庭的な雰囲気のもとで生活して頂けるよう、常に利用者の立場に立って、食事、排泄、入浴、着替え、その他日常生活上の支援を行います。
生活援助サービス	相談及び援助サービスを行います。

(利用料金)

保険給付の自己負担額は、別に定める利用料金表のとおりとなります。

(2) 介護保険の給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

			個室	多床室
滞在費	第1段階	1日当たり	550円	0円
	第2段階	1日当たり	550円	430円
	第3段階	1日当たり	1,370円	430円
	第4段階	1日当たり	2,430円	540円
食 費	第1段階	1日当たり	300円	
	第2段階	1日当たり	600円	
	第3段階①	1日当たり	1,000円	
	第3段階②	1日当たり	1,300円	
	第4段階	朝 食	320円	
		昼 食	880円	
		夕 食	630円	
電気器具使用料（1機種）		1日当たり	80円	
教養娯楽費 ＜利用者の希望により、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合は費用＞		個人が選択する材料代	品代または要した費用（実費）	
日常生活品費 ＜身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合は費用（個人選択で持ち込み等が可能な場合）＞		歯ブラシ・歯磨き粉・化粧品・シャンプー・タオル・バスタオル・ティッシュ・石鹸・ボディソープ・リンス・ヘアブラシ・かみそ	品代（実費）	

	り・ポリデント・爪きり・その他本人の希望により提供したもの(身の回りの品) Wi-Fi 利用料(日額)	300円
文書料	1 通につき	2,200円
証明書発行手数料	1 通につき	300円
特別な食事代	1 日当たり	実費
コインランドリー (乾燥機)	1 回	200円
コインランドリー (洗濯機)	1 回	300円
送迎料 (通常事業実施区域外) 通常事業実施区域を越えた地点より	1km 当たり	100円

(3) 利用料の支払い

毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の引落日までにご利用金融機関に入金をお願いします。

お支払い方法は、原則として金融機関口座自動引き落としになります。利用契約時に口座振替依頼書（銀行、農協）、又は自動払込利用申込書（郵便局用）にてお申し込みください。銀行、農協は毎月20日、郵便局は毎月23日に引落（休日の場合は翌日）の予定です。入金の確認後領収書を発行します。

なお、現金支払いを選択頂いた方につきましては、当月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

(4) 利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、利用者の都合により、短期入所の利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。
- ② 利用当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料を頂きます。ただし事業者が正当だと判断した場合は、この限りではありません。

当日の午前10時までに欠席の連絡があった場合	無料
当日の午前10時までに欠席の連絡がない場合	食費相当分

5 施設利用の留意事項

当施設のご利用に当たって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- (1) 利用者間のコミュニケーションを図る上で、施設が行う行事、日課に積極的に参加してください。
- (2) 利用者は、常に身边を清潔にし、療養室の整理整頓に努めてください。
- (3) 面会時間は、午前8時30分～午後8時30分とします。
- (4) 利用者が外出・外泊しようとする時は、事前に施設長に届け出てください。
- (5) 消灯時間は午後9時00分とします。
- (6) 施設の消防計画及びその他の非常災害対策に積極的に協力してください。
- (7) 喫煙は指定された場所以外でしないこと。
- (8) 賭博、賭け事、暴力、その他風紀を乱す行為は厳禁とします。
- (9) 施設内での営利行為、宗教活動、政治活動は禁止します。
- (10) 貴重品は持ち込まないこと。施設では責任を負いません。
- (11) 無断で備品の位置、又は形状を変えないこと。
- (12) 家族関係等に変更が生じた時は、速やかに届け出ること。

6 ハラスメントの対策

利用者とともに、職員の人権を守る観点から、利用者又はその家族からの、暴言・暴力等（性的なものも含む）があった場合には、サービスの提供を中止させて頂く場合がある。

7 協力医療機関

当施設は、下記医療機関の協力のもとで施設運営を行います。

- （１）協力医療機関 独立行政法人国立病院機構 東近江総合医療センター
（東近江市五智町255 電話 0748-22-3030）
- （２）協力歯科医療機関 竜王町国民健康保険歯科診療所
（蒲生郡竜王町大字綾戸239-1 電話0748-57-1133）

8 事故発生時の対応

事業所は入所者に骨折、怪我等の事故が発生したときは、速やかに医師の診療と必要な処置を行い施設での治療が出来ないときは、協力病院、救急病院、専門医療機関等に搬送治療を行い万全の対応をとります。また、入所者の家族に連絡を取り、事故報告を行うとともに、市町村にも事故報告等の報告を行い必要な措置を講じます。

9 苦情の受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 介護老人保健施設ケアセンター蒲生野 東近江市桜川西町340
電話 0748-55-5533 FAX 0748-55-4688
担当者 福田 淳一（副施設長）
受付時間 毎週月～土曜日 10時～16時

また、苦情受付箱を事務所に設置しています。

（２）行政機関その他苦情受付機関

東近江市蒲生支所	東近江市市子川原町676	0748-55-4883
竜王町福祉課	竜王町小口3	0748-58-3705
滋賀県国民健康保険連合会	大津市中央4丁目5-9	077-522-2651

10 第三者評価の実施の有無

実施無し

本書面にもとづき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

介護老人保健施設ケアセンター蒲生野短期入所療養介護
説明者 職名
氏名

私は、本書面にもとづいて事業者から重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

本人 住所

氏名

本人代理人 住所

氏名